

高知県水道水質管理計画（案）

令和2年7月

高知県

目次

- 1 基本方針
- 2 水質検査
- 3 水質監視
- 4 その他
 - (1) 連絡調整体制
 - (2) 水質検査担当者の技術向上
 - (3) 精度管理

1 基本方針

高知県では、平成6年度に高知県水道水質管理計画（以下「計画」という。）を策定（平成19年度に第1回改定）して、水道事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）による適正かつ計画的な水質検査を実施するとともに、広域的観点から水道原水の水質監視に努めてきたところである。

しかしながら、市町村合併が進んだことによる水道事業者の検査体制の再構築、国の通知（令和2年3月30日付け衛水第270号「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」）を反映、さらには、「高知県水道ビジョン（令和2年3月）」策定を契機に、「安全な水道」への取組意識向上を図る必要が生じている。

以上のことから、水道事業者等の水道水質に係る管理の状況を踏まえたうえで、水道水質の一層の安全性の確保と万一の水質汚染事故等発生時においても迅速かつ的確な対応が可能な体制を確立するため、10年間（令和2年度～令和11年度）を計画期間とし、水質検査に関する事項、水質監視に関する事項、その他の事項について定めるものとする。

なお、計画期間内においても、法令の改正や社会状況の変化等により、必要に応じ見直しを行うものとする。

2 水質検査

水質検査は、水道事業者等が水質検査を行うための施設を自ら設置することにより行うものとする。ただし、小規模な水道事業者等で単独で検査施設を設置することが困難である等の事情がある場合は、数事業者等が共同で検査施設を設置する等の方法を講じるか、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うものとする。

水道事業者等の検査の委託の状況及び今後の方針は、別表第1のとおりである。

水道事業者等は、水質検査における基準超過、水質汚染事故その他人の健康を害する恐れがあると判断される事故等（以下「基準超過等」という。）が発生した場合に備えて、速やかにその原因を究明し、適切な対策を講じるための体制を整備するものとする。

3 水質監視

水質監視は、原水について行うことを原則とするが、消毒副生成物については当該水質監視地点に係る給水栓について行うものとし、水質監視地点は、県内全域の水質に配慮するとともに、表流水については大規模に取水している主要水系を、地下水については、取水量の多い地域を対象に

選定し、当該水系又は地域から取水している別表第2に掲げる大規模水道事業者等が中心となって、継続的に行うものとする。

水質監視の実施項目は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く）及び、以下に掲げる項目を参考に地域の実情に応じて必要となる項目について適宜実施すること。

ア 原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる別表第3に示す項目

イ 平成15年4月28日の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」において、毒性評価の定まらない若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理された別表第4に示す要検討項目

なお、水質監視の実施と合わせて、水道原水の全項目検査を実施するよう留意する。

ウ 平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知別添1（水質管理目標設定項目）に掲げる農薬類の選定にあたっては、同通知別添2に掲げる農薬類のほか、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める要検討農薬類（別表第5）及び測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いその他農薬類（別

表第6)

なお、水質監視に係る採水地点、検査頻度、時期、検査項目等については、水道事業者が水質検査計画において定めるものとする。

4 その他の事項

(1) 連絡調整体制

本計画を円滑に実施し、水質事故等に迅速かつ的確に対応するために、関係行政機関及び水道事業者等による連絡調整体制を整備し、定期的な情報交換等の機会を設けるものとする。

連絡調整体制の構成メンバーのそれぞれの役割分担は、次のとおりとする。

ア 水道事業者等

基準超過等が発生した場合は、直ちに水道行政を所管する福祉保健所及び県健康政策部食品・衛生課に報告するものとする。

イ 県福祉保健所

水道事業者等から基準超過等の連絡を受けた場合は、関係機関に連絡するとともに、適切な助言及び指導をするものとする。

ウ 県健康政策部食品・衛生課

厚生労働省、福祉保健所等行政機関、水道事業者等関係機関の連絡調整

及び情報提供を行う。

(2) 水質検査担当者の技術向上

県及び水道事業者等は、水質検査及び水質監視が適切に行われるために、水質検査担当者の技術向上に必要な研修等に配慮するものとする。

なお、検査を外部委託する水道事業者にあっても、職員が検査データ信頼性を判断できるよう、自主的な取組を行う。

(3) 精度管理

自ら水質検査を行う水道事業者は、水質検査の信頼性確保に向けた取組について検査計画で定め、国の実施する外部精度管理に積極的に参加するよう努める。

また、外部精度管理の結果について、法第20条登録検査機関との意見交換の実施等により、職員の技術習熟及び検査精度の向上に努める。

別表第1

番号	名称	検査の委託の状況	今後の方針	備考
1	高知市	自己検査	現状に同じ	
2	室戸市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
3	安芸市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
4	南国市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
5	土佐市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
6	須崎市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
7	宿毛市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
8	土佐清水市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
9	四万十市	全ての項目	現状に同じ	
10	香南市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
11	香美市	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
12	東洋町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
13	奈半利町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
14	田野町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
15	安田町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
16	北川村	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
17	馬路村	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
18	芸西村	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
19	本山町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
20	大豊町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
21	土佐町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
22	大川村	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
23	いの町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
24	仁淀川町	全ての項目	現状に同じ	
25	中土佐町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
26	佐川町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
27	越知町	全ての項目	現状に同じ	
28	檜原町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
29	日高村	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
30	津野町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
31	四万十町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
32	大月町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
33	三原村	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
34	黒潮町	毎日検査以外の項目	現状に同じ	

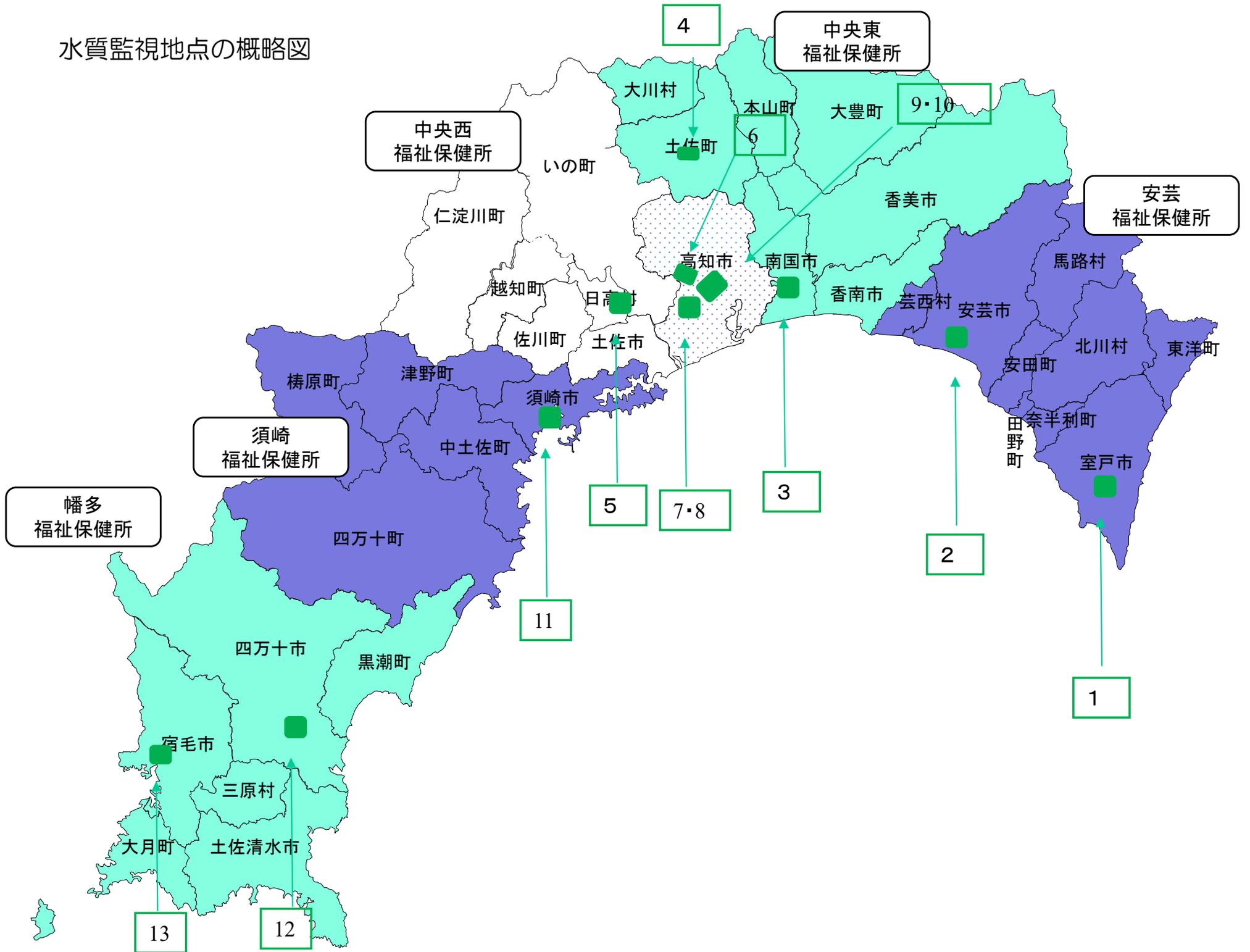
* 「毎日検査を地元委託し、毎日検査以外の項目を登録検査機関へ委託する場合」は

「毎日検査以外の項目」と記載。

別表第2

番号	水源名	水質監視地点名	所在地	水道名	実施主体	頻度	水質監視実施項目	備考
1	室戸市上水道 原池水源	取水地点（浅）	室戸市領家字光川52-2	室戸市上水道	室戸市水道局		室戸市水質検査計画のとおり	
2	安芸市上水道 安芸第1水源	取水地点（深）	安芸市矢ノ丸3-1-31	安芸市上水道	安芸市上下水道課		安芸市水質検査計画のとおり	
3	南国市上水道 大篠水源	取水地点（浅）	南国市篠原70	南国市上水道	南国市上下水道局		南国市水質検査計画のとおり	
4	土佐町森田井簡易水道 三島水源	取水地点（浅）	土佐郡土佐町土居入蔵616-0	土佐町森田井簡易水道	土佐町建設課		土佐町水質検査計画のとおり	
5	日高村中央簡易水道 仁淀川水源	取水地点（浅）	高岡郡日高村下分字坪井	日高村中央簡易水道	日高村建設課		日高村水質検査計画のとおり	
6	高知市上水道 吉野川水系（高知分水）	鏡川第2取水所（表）	高知市朝倉字勘定丙1045-2	高知市上水道	高知市上下水道局		高知市上下水道局 水質検査計画のとおり	
7	高知市上水道 仁淀川水系	針木浄水場中継ポンプ所 （伏）	高知市朝倉西町2-960-1					
8	高知市上水道 針木浄水場配水池	針木浄水場系配水池	高知市針木北1-15-15					
9	高知市上水道 鏡川水系	旭浄水場着水井（伏）	高知市旭天神町184					
10	高知市上水道 旭浄水場配水池	旭浄水場配水池	高知市旭天神町184					
11	須崎市上水道 新荘川水源	取水地点（伏）	須崎市下分甲字宮岡676	須崎市上水道	須崎市水道課		須崎市水質検査計画のとおり	
12	四万十市上水道 百笑水源	取水地点（浅）	四万十市百笑町3-2地先	四万十市上水道	四万十市上下水道課		四万十市水質検査計画のとおり	
13	宿毛市上水道 松田川水源	取水地点（深）	宿毛市和田西内野2425	宿毛市上水道	宿毛市水道課		宿毛市水質検査計画のとおり	

水質監視地点の概略図



別表第 3

番号	項目
1	アンモニア態窒素
2	生物化学的酸素要求量(BOD)
3	化学的酸素要求量(COD)
4	紫外線(UV)吸光度
5	浮遊物質(S S)
6	侵食性遊離炭酸
7	全窒素
8	全りん
9	トリハロメタン(T H M)生成能生物
10	生物

別表第4

番号	項目	目標値(mg/l)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—
7	17- β -エストラジオール	0.00008(暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—
13	2,4-トールエンジアミン	—
14	2,6-トールエンジアミン	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノニルフェノール	0.3(暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1(暫定値)
21	ヒドラジン	—
22	1,2-ブタジエン	—
23	1,3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	マイクロキスチン-LR	0.0008(暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006※(暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	削除	削除
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	削除	削除
43	削除	削除
44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2

※トリブチルスズオキシサイドの目標値

別表第5

番号	項目	用途	目標値	検査方法
1	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
2	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	LC—MS法
3	イプフェンカルバゾン	除草剤	0.002	LC—MS法
4	イプロジオン 注1)	殺菌剤	0.3	固相抽出—GC—MS法、固相抽出—HPLC法、固相抽出—LC—MS法
5	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	LC—MS法
6	クロロピクリン	殺虫剤	—	—
7	テブコナゾール	殺菌剤	0.07	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
8	パラチオンメチル 注2)注3)	殺虫剤	0.04	—
9	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	—
10	ピラクロホス 注3)	殺虫剤	—	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
11	フルスルファミド	殺菌剤	—	LC—MS法
12	ブロマシル	除草剤	0.05	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
13	ペントキサゾン	除草剤	0.6	LC—MS法
14	ホサロン	殺虫剤	0.005	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
15	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	—
16	メトラクロール	除草剤	0.2	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法

注1)イプロジオンの濃度は、代謝物であるN-(3,5-ジクロロフェニル)-3-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミドを測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注2)パラチオンメチルは、販売・使用禁止農薬である。

注3)パラチオンメチル及びピラクロホスは、失効農薬である。

別表第6

番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1	2-クロロプロピオン酸メ チル(MCPM)	農薬等原料	—	—
2	2,4-DB	除草剤	—	—
3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	—	—
4	MCPB	除草剤 植物成長 調整 剤	0.03	—
5	アシベンゾラルSメチル 注4)	殺菌剤	0.2	LC-MS法
6	アジムスルフロン	除草剤	0.2	—
7	アミトロール 注4)	除草剤	0.003	—
8	アメトリン 注4)	除草剤	0.2	固相抽出-GC-MS法、LC-MS 法
9	イナベンフィド 注4)	植物成長 調整剤	0.3	LC-MS法
10	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	—
11	ウニコナゾールP	植物成長 調整剤	0.04	固相抽出-GC-MS法、LC-MS 法
12	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	LC-MS法
13	エトベンザニド	除草剤	0.1	固相抽出-GC-MS法、LC-MS 法
14	エンドタール	除草剤	—	—
15	オキサジアルギル	除草剤	0.02	LC-MS法
16	オキサミル	殺虫剤	0.05	LC-MS法
17	オキシリニック酸	殺菌剤	0.05	—
18	キザロホップエチル	除草剤	0.02	LC-MS法
19	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	LC-MS法
20	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	LC-MS法
21	クロルタールジメチル(T CTP) 注4)	除草剤	—	固相抽出-GC-MS法
22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	固相抽出-GC-MS法、LC-MS 法
23	シクロスルファムロン	除草剤	0.08	—
24	ジクロフェンチオン(EC P) 注4)	殺虫剤	0.006	固相抽出-GC-MS法、LC-MS 法

25	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	—
26	ジクロメジン 注4)	殺菌剤	0.05	L C—M S 法
27	ジクロルプロップ	植物成長 調整剤	0.09	L C—M S 法
28	ジコホル(ケルセン) 注3) 注4)	殺虫剤	0.06	—
29	ジチアノン	殺菌剤	0.03	—
30	シノスルフロン 注4)	除草剤	0.2	L C—M S 法
31	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	L C—M S 法
32	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
33	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	—
34	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	L C—M S 法
35	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
36	シプロジニル	殺菌剤	0.07	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
37	シペルメトリン	殺虫剤	0.06	L C—M S 法
38	シメコナゾール	殺菌剤	0.02	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
39	ジメチルビンホス 注4)	殺虫剤	0.01	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
40	ジメピペレート 注4)	除草剤	0.003	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
41	シラフルオフエン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	L C—M S 法
42	シンメチリン 注4)	除草剤	0.1	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
43	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	—
44	セトキシジム	除草剤	0.2	—
45	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.03	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
46	チアメトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
47	チオシクラム	殺虫剤	0.05	—
48	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法
49	テクロフタラム 注4)	殺菌剤	0.1	—
50	テトラクロルビンホス(C V M P) 注4)	殺虫剤	0.01	固相抽出—G C—M S 法、L C—M S 法

51	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
52	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	LCーMS法
53	トリネキサパックエチル	植物成長 調整剤	0.01	LCーMS法
54	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
55	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01	LCーMS法
56	ナプロアニリド 注4)	除草剤	0.02	LCーMS法
57	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	LCーMS法
58	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長 調整剤	0.05	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
59	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	—	—
60	ビスピリバック 注1)	除草剤	0.03	—
61	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	LCーMS法
62	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.03	LCーMS法
63	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
64	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
65	ピレトリン	殺虫剤	0.1	—
66	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	LCーMS法
67	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	—
68	フラチオカルブ 注4)	殺虫剤	0.008	—
69	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
70	フルアジホップ	除草剤	0.01	LCーMS法
71	プロパニル(DCPA) 注4)	除草剤	0.04	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
72	プロパホス 注4)	殺虫剤	0.001	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
73	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	0.02	LCーMS法
74	プロヘキサジオン 注2)	殺菌剤 植物成長 調整剤	0.5	—
75	プロポキスル(PHC) 注4)	殺虫剤	0.2	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法
76	プロメトリン	除草剤	0.08	固相抽出ーGCーMS法、LCーMS法

77	ペルメトリン 注5)	殺虫剤 殺菌剤	0.1	L C—MS 法
78	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.06	—
79	ベンダイオカルブ 注4)	殺虫剤	0.009	L C—MS 法
80	ホキシム	殺虫剤	0.003	L C—MS 法
81	ボスカリド	殺菌剤	0.1	固相抽出—G C—MS 法、L C—MS 法
82	ミルネブ(チアジアジン) 注4)	殺菌剤	—	—
83	メタミドホス	殺虫剤	0.001	L C—MS 法
84	メチルイソシアネート	殺虫剤等 中間体	0.006	—
85	モノクロトホス 注4)	殺虫剤	0.002	L C—MS 法
86	リニューロン	除草剤	0.02	L C—MS 法

注1)ビスピリバックの濃度は、ビスピリバックナトリウム塩として算出すること。

注2)プロヘキサジオンの濃度は、プロヘキサジオンカルシウム塩として算出すること。

注3)ジコホル(ケルセン)は、販売・使用禁止農薬である。

注4)アシベンゾラルSメチル、アミトロール、アメトリン、イナベンフィド、

クロルタールジメチル(T C T P)、ジクロフェンチオン(E C P)、ジクロメジン、ジコホル(ケルセン)、

シノスルフロン、ジメチルビンホス、ジメピペレート、シンメチリン、テクロフタラム、

フラチオカルブ、プロパニル(D C P A)、プロパホス、プロポキスル(P H C)、ベンダイオカルブ、

テトラクロルビンホス(C V M P)、ナプロアニリド、ミルネブ(チアジアジン)及びモノクロトホスは、

失効農薬である。

注5)ペルメトリンの濃度は、異性体であるシス—ペルメトリン及びトランス—ペルメトリンの濃度を合計

算出すること。